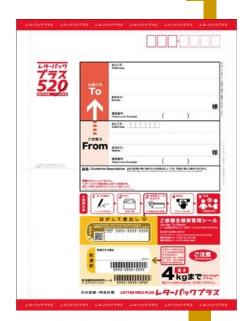
## 道路使用許可・駐車許可等の 郵送交付の開始 (2021年1月25日~)



## 《対象業務》

- 道路使用許可
- 駐車許可、通行許可
- 通行禁止・駐車禁止等除外(即日交付のものを除く。)
- 制限外積載等許可
- ( 規制除外車両の事前届出
- 緊急通行車両等の確認申出(2023年9月1日~)

※許可等を要する日が切迫(要許可日まで道路使用許可は平日10日、その他は平日6日以内)している場合は郵送交付ができません。

また、書類の分量が多く、レターパックプラスで送付できないものなども郵送交付ができません。

## 《方法》

- ① 許可証等の郵送を希望する場合は、<u>レターパックプラス</u>(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で<u>520円</u>で購入できます。)を購入し、宛先に<u>許可証等の郵送先を記載</u>してください。 注意! レターパックプラス以外のものは受付できません。
- ② 各種申請書等提出の際、レターパックプラスを提出して「<u>郵送希望」</u>であることを係員にお伝えください。

## 《注意事項》

- ・レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者の負担となります。
- ・郵送を希望されない場合は、今までどおり警察署窓口で許可証等を受け取ることができます。
- ご不明な点があれば、

愛知県警察本部交通部交通規制課道路使用係(緊急通行車両等の確認申出・規制除外車両の事前届出に関しては交通規制課規制企画係。代表・052-951-1611)、又は各種申請書を提出する警察署交通課にお尋ねください。

